

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)昭和三年四月十五日第三種郵便認可

鳥取県公報

目次
◇告示 家畜傳染病の發生について
炭疽豫防注射の實施

告示

鳥取縣告示第二百八十五號
西伯郡に次のおり家畜傳染病が發生したので家畜傳染病豫防法(昭和二十六年法律第百六十六號)第十三條第四項により公示する。

昭和二十八年六月二十四日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

病名 畜種 種類 性 年令 毛色 發病年月日
炭疽 牛 黒毛和種 牡 三才 黒 三六六三
斃死年月日 産地 所有者住所 氏名
三六六三 西伯郡五千石村 西伯郡日吉津村 加納徳市

◇鳥取縣告示第二百八十六號

家畜傳染病豫防法(昭和二十六年法律第百六十六號)第六條の規定により、次の区域内に飼養する牛馬に對して炭疽豫防注射を施行するので、該当牛馬の所有者又は管理者は指定の日時及び場所にこれを引き付け、注射を受けなければならぬ。

昭和二十八年六月二十四日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

一 實施の目的

炭疽豫防のため

二 實施する區域

西伯郡日吉津村

